様式第２号

処 分 基 準 整 理 票

処分名	歴史博物館資料特別利用の許可の取り消し	
根拠法令名	大津市歴史博物館条例	（条項）第５条
基準法令名	大津市歴史博物館の管理運営に関する規則	（条項）第８条・第９条
所管部署	市民部　歴史博物館	

【処分基準】　・文書の名称　【　　】
・掲載図書等　【　　】
・内容　　□全部掲載　　■一部・項目のみ掲載

【根拠法令】
○大津市歴史博物館条例
（歴史博物館資料の特別利用）
第５条　博物館資料の熟覧、模写、模造、撮影、写真原板の使用等をしようとする者は、市長に申請し、その許可を受けなければならない。
２　博物館資料の撮影又は写真原板の使用の許可を受けた者は、別表第２に定める使用料を使用の許可の際に納付しなければならない。

【基準法令】
○大津市歴史博物館の管理運営に関する規則
（特別利用の制限）
第８条　館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、特別利用の許可をしてはならない。
⑴　特別利用によって博物館資料の保存に悪影響を及ぼすおそれがあると認められるとき。
⑵　好ましくない用途に供するため特別利用が行われると認められるとき。
⑶　他の観覧者の観覧に支障があると認められるとき。
⑷　寄託された博物館資料の特別利用で、寄託者の同意を得ていないとき。
⑸　著作権がある博物館資料の特別利用で、著作権者の同意を得ていないとき。
⑹　その他館長が特別利用に供することを不適当と認めるとき。
（特別利用の取消し等）
第９条　館長は、特別利用の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は利用を停止させることができる。
⑴　許可の条件に違反したとき。

⑵　前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

⑶　その他館長が必要と認めるとき。

※　審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。